地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月14日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和2年度定期監査 監査結果及び措置状況

令和2年8月11日付け 2那監第672号(福祉課分)

14年6月11日刊77 2加温第67	2 分(油油味力)
指 摘 事 項	措置状況
1 地域福祉会館外装等改修工事設	1 地域福祉会館外装等改修工事設
計監理業務委託について	計監理業務委託について
業務委託契約の履行期間「令和	ご指摘を受けまして、速やかに改
元年8月26日から令和元年12	正法に基づく消費税の適正な転嫁
月31日まで」が契約変更によっ	を行いました。
て、「令和元年8月26日から令和	今後は、契約事務に際し、仕様書、
2年3月31日まで」に変更され	契約金額等の確認を徹底し、適正な
たが、消費税相当額は8%のまま	事務処理を行ってまいります。
となっている。	
令和元年10月1日から消費税	
率等が10%に引き上げられてお	
り、消費税の適正な転嫁を行うべ	
きである。	